

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 建築住宅課

法令名	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	法令番号	平成 27 年法律第 53 条						
手続名	建築物のエネルギー消費性能に係る認定	根拠条項	第 41 条第 2 項						
審査基準	<p>○ 建築物エネルギー消費性能基準 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）)</p>								
	受付 機関	建築住宅課	処理 機関	建築住宅課	交付 機関	建築住宅課	標準処理期間	30 日	目次
						標準経由期間	日	No.	